

説明要項

平成24年度 前期 八幡地域体育施設 定期利用・大会等の申し込みについて

郡上市教育委員会 スポーツ振興課

手続き

- ・ 7月から八幡中学校体育館が工事で使用できなくなるため、7月以降の定期利用についてはスポーツ振興課が団体と個別に相談し案を作成します。
体育館の定期利用申請は、4月～6月で申請をお願いします。
グラウンド、テニスコートの定期利用申請は4月～11月で申請をお願いします。
大会利用申請書は、4月～11月で申請をお願いします。
- ・ 申請施設は八幡地域内すべての公共体育施設（五町体育施設・那比体育施設〔旧相生第二小学校体育館・グラウンド〕・郡上八幡総合運動場・郡上八幡テニスコート・郡上市総合スポーツセンター2階アリーナ・各小中学校グラウンド・各小中学校体育館）です。
- ・ 手続きは、郡上市教育委員会スポーツ振興課が担当します。
- ・ 利用希望団体は下記のとおり必要書類の提出をお願いいたします。
- ・ 体育施設利用者会議を開催いたしますので、代表者の方は必ずご出席ください。

提出書類

- ・ 各施設定期利用申請書・・・[様式-1](#)
- ・ 大会利用申請書・・・[様式-2](#)
- ・ 体育施設利用団体登録申請書（新規・継続）

※メール送信を希望される団体は、郡上市ホームページ（郡上市教育委員会→スポーツ情報→八幡地域体育施設利用調整会議）から様式をダウンロードし、下記アドレスへ送信して下さい。様式のダウンロードは2月6日からの予定です。

提出期限

平成24年2月13日（月） 期限厳守（FAX、メール可）

申請にあたっての注意

- ・ 本申請は希望をお聞きするものですが、原則として現在利用している施設及び時間帯での申請にご協力頂きますようお願い致します。

利用上の注意

- ・ 使用時間は必ず守ってください。（申請時間内に準備、後片付けを完了させてください。）
- ・ 施設、器具などは大切に扱って下さい。万一、損傷、汚損、滅失した場合は原状回復、修繕、損害賠償の責任を負っていただきます。
- ・ 使用後は必ず清掃、整備、消灯確認を行い、器具等は元の位置に戻してください。
- ・ 所定の場所以外での飲食・喫煙は禁止します。また、持ち込みの飲食物のごみ・空き缶・ビンなどは必ずお持ち帰りください。
- ・ 事故や施設、器具の破損等のあった場合は速やかにスポーツ振興課までご連絡ください。

提出先・お問合せ先

郡上市教育委員会 スポーツ振興課 担当：藤代雄二

E-MAIL sports@city.gujo.gifu.jp TEL 67-1815 FAX 65-6260